

**ぎふ技術革新センター運営協議会若手
およびシニア機器利用助成事業助成金交付要綱
実施細則**

(総則)

第1条 この細則は、ぎふ技術革新センター運営協議会若手およびシニア機器利用助成事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(年齢判断の基準日)

第2条 要綱第2条第3号の規定による若手およびシニア研究者等の年齢は、要綱第5条第1項に基づいて助成金の交付を申請する年度の4月1日の年齢によるものとする。

(助成金の交付申請)

第3条 要綱第5条第1項の規定による助成金交付申請は、別記第1号様式により行うものとする。

- 2 要綱第5条第1項に規定する助成金交付申請書に添付すべき書類の取扱いは次の各号のとおりとする。
 - 一 岐阜県より発行された納入通知書兼領収証書（以下「領収書」という。）の原本を提出すること（但し、原本の提出が困難な場合、複写でも可とする）
 - 二 当該助成金の対象年度中に発行され、かつ助成金の交付を受けようとする若手およびシニア研究者等が所属する企業及び大学等が特別会員若しくは正会員の期間中に発行された領収書であること
 - 三 別記第1号様式における助成対象者記入欄に記載された者が、要綱第3条に規定された助成対象者に該当することを証明した別紙を添付すること
- 3 申請金額は、10,000円単位とし10,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(助成金の交付)

第4条 助成金の交付は、予算の範囲内で行うものとし、内容を審査し適当と認められた交付申請額（以下「助成対象申請額」という。）の合計が予算額を上回った場合は、その時点で交付可能な助成金の額を助成対象申請額の合計で除して算出した割合に応じて交付するものとする。

- 2 要綱第6条の規定による交付決定をしたときは、速やかに金額を別記第2号様式により交付申請者に通知するものとし、助成金の交付を受けようとする場合は、別記第3号様式により助成金交付請求書を会長に提出するものとする。

附則

この細則は、平成23年3月14日から施行する。

附則

この細則は、平成24年5月28日から施行する。

附則

この細則は、令和元年5月20日から施行する。

附則

この細則は、令和2年6月17日から施行する。